

項番	修正箇所	修正前	修正後
1	2 頁 1 段落目	.....、 存続する公立保育所については、入所児童に対する通常保育の実施に加え、次のような機能と役割をもつ保育所として再構築するなど、.....	存続する公立保育所については、入所児童に対する通常保育の実施に加え、 <u>在宅子育て家庭への支援をはじめ、地域の子育て支援のネットワーク化や障害児保育の取り組みを継続した障害児支援を担う保育所として再構築するなど、</u>
2	2 頁 項目名	成果・達成度の把握の目的及び方法	<u>評価の視点と対象</u>
3	2 頁 8 段落目	「民営化事業」の評価にあたっては、これまで取り組んできました民営化事業の成果・達成度として、市立保育所民営化基本方針に基づき、大きく、次の3つの視点から評価し、基本方針の総合的な評価を行うものであります。	「民営化事業」の評価にあたっては、 <u>基本方針に基づき、民営化事業の効果と過程を踏まえつつ、</u> これまで取り組んできました民営化事業の成果・達成度を把握 <u>するため、</u> 大きく、次の3つの視点から評価し、基本方針の総合的な評価を行うものです。
4	"	より効果的・効率的な保育所運営と地域における子育て支援等の推進	<u>地域における子育て支援等の推進とより効果的・効率的な保育所運営</u>
5	2 頁 9 段落目	なし	<u>上記、3つの視点からの具体的な評価については、以下のとおりです。</u>
6	3 頁 見出し	なし	<u>地域における子育て支援等の推進とより効果的・効率的な保育所運営</u>
7	3 頁 1 段落目	具体的には、 の評価として、保育ニーズへの柔軟な対応をはじめ、財政的效果や子ども・子育て分野の充実、また、公立保育所の機能と役割の現状、さらには、私立保育園に対する支援の状況を示すことで、成果・達成度を見極めます。	<u>基本方針に示す「民営化の目的」や「考え方」に基づき、 の視点からその効果を評価するため、</u> 保育ニーズへの柔軟な対応をはじめ、財政的效果や子ども・子育て分野の充実、 <u>さらには、公立保育所の機能と役割の現状や私立保育園に対する支援の状況を明らかにし、</u> 成果・達成度を見極めます。 (「 <u>民営化事業の効果と評価</u> 」を参照)

項番	修正箇所	修正前	修正後
8	3頁 見出し	なし	<u>各種移管条件の履行状況</u>
9	3頁 2段落目	の評価として、「茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領」と「茨木市立保育所民営化に伴う協定書」において、移管先法人が遵守しなければならない移管条件の整理を行い、移管条件の履行状況の確認を行います。	<u>子どもたちの保育環境の急激な変化を最小限に止めることを基本としつつ、子どもたちの最善の利益のため、保育所運営の安定性と継続性の確保や現状における保育内容の継続など、基本方針をはじめ、移管先法人の募集要領及び協定書において、各種移管条件の履行を義務付けており、の視点から、その履行状況の確認を行います。</u> (「 <u>移管条件について</u> 」の「1 民営化にあたっての諸条件の履行状況」を参照)
10	3頁 見出し	なし	<u>公立保育所の民営化への円滑な移行</u>
11	3頁 3段落目	の評価として、保護者や移管先法人からのアンケートをはじめ、「三者協議会」や「引継保育」における意見を踏まえ、民営化基本方針に示す「民営化の方法」における各項目についての評価を行います。	<u>民営化を進めるにあたっての具体的な方策である基本方針に示す「民営化の方法」における各項目に基づき、の視点からその効果を評価するため、保護者や移管先法人からのアンケートをはじめ、「三者協議会」や「引継保育」における意見を踏まえた評価を行います。</u> (「 <u>移管条件について</u> 」の「2 民営化方法の評価」を参照)
12	3頁 4段落目	そして、最後に、総合的な評価として、子ども・保護者の満足度や移管先法人からの意見をまとめ、民営化事業の評価を総括するものであります。	そして、最後に、 <u>アンケート結果に基づく評価として</u> 、子ども・保護者の満足度や移管先法人の意見をまとめ、 <u>民営化事業評価</u> を総括するものです。
13	3頁 5段落目	なお、民営化事業の評価にあたっては、市民や学識経験者等で組織する外部検討委員会からの意見をいただき、基本方針の総合的な評価を行うものであります。	なお、民営化事業の評価にあたっては、市民や学識経験者等で組織する外部検討委員会からもご意見をいただき、基本方針の総合的な評価を行います。

項番	修正箇所	修正前	修正後
14	4頁 項目名	民営化事業の評価	<u>民営化事業の効果と評価</u>
15	4頁 項目入替	2 財政的効果	<u>2 子ども・子育て分野の充実</u>
16	7頁 項目入替	3 子ども・子育て分野の充実	<u>3 財政的効果</u>
17	9頁 1段落目	公立保育所の機能と役割（2頁参照）については、平成18年1月に決定した「茨木市立保育所民営化基本方針」において、3つの機能と役割を示しています。	公立保育所の機能と役割については、平成18年1月に決定した基本方針において、 <u>次の</u> 3つの機能と役割を示しています。 <u>表を追加（公立保育所の機能と役割）</u>
18	11頁 2段落目	諸条件の履行状況について、以下のとおりであります。	諸条件の履行状況について、以下のとおり示すとともに、 <u>巻末資料にも、その履行を遵守されている状況を示しています。</u>
19	24頁 4・5 段落目	より一層	<b>削除</b>
20	24頁 7段落目	最後に、公立保育所の民営化を進めるにあたり、様々な課題もありましたが、懇談会にご参加いただいた委員の皆さまをはじめ、……	最後に、公立保育所の民営化を進めるにあたり、様々な課題もありましたが、 <u>茨木市立保育所民営化外部検討委員会</u> にご参加いただいた委員の皆さまをはじめ、……

項番	修正箇所	修正前	修正後
21	25頁 項目追加	巻末資料 なし	巻末資料 <u>茨木市立保育所民営化基本方針</u>
22	26頁～30頁 資料追加	なし	<u>茨木市立保育所民営化基本方針</u>
23	34頁～39頁 事業区分	なし	年度別の主な取り組み（新規・拡充項目）について、 <u>年度別に、「ソフト事業・ハード事業」の事業区分に分類</u> するため、表を修正。